

第25回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年12月26日(月)午後1時30分から午後2時00分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清隆
	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員(4人)

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員 山田 裕

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 関本 浩揮

7 会議の概要

事務局 ただいまから第25回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議 長 それでは、3番 森山委員、5番 岡田委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の関本主任を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

- ・令和4年度全国農業委員会会長代表者集会並びに県選出国會議員要請
期 日：12月1日(木)
会 場：東京都
出席者：会長
- ・令和4年度新潟県中越地区・上越地区農業委員会会長情報交換会
期 日：12月6日(火)・7日(水)
会 場：妙高市
出席者：会長
- ・農業委員会中越協議会臨時総会
期 日：12月23日(金)
会 場：長岡市
出席者：会長、事務局長

議 長 それでは議事に入ります。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。議案書1ページをご覧ください。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

なお、番号1及び番号2については、同じ転用目的に関する内容となっておりますので、一括して説明いたします。

申請地は海岸部に近く、ゴルフ場と国道116号線の間であり、農用地区域外の農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。申請者が当該土地を選定した理由としては、東北電力との協議の結果、まず柏崎市方面に売電エリアの空きが無いため、長岡市和島方面の系統連携で変電所等に空き容量がある地区で候補地

を探す必要があり、住環境に影響が無く、車両が木材を運搬するのに住家の付近を通らず、国道へすぐアクセス可能な候補地が農地以外の土地や第3種農地に無かったことから、当該場所を事業地として申請したものです。

なお、当該申請地に係る農振除外については、令和4年3月末に完了しています。

次に周辺農地への影響についてですが、取水は上水道のみで発電機の冷却のための事業用水として使用しますが、循環型で外部への放流なく、残渣は専用の廃液タンクに入れて外部委託処理することになっています。

また、施設周囲の雨水は油水分離槽により油を除去、生活雑排水については、合併処理浄化槽により適切に処理されたうえで排水路に放流されるということです。さらに、地元集落との協議の結果、年1回の環境調査を譲受人が実施し、公表する予定となっています。以上のことから転用による周辺農地への影響は無いと考えられます。

説明は以上です。

【転用申請までの経過及び今後の事業予定スケジュールを説明】

議長 本案件につきましては、私の担当地区になりますので、12月12日（月曜日）に現地確認をしてまいりました。現地は議事資料の写真のとおりとなりました。代替え地の有無や排水対策等については、先ほどの事務局の説明のとおりで、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われませんが。ご意見、ご質問はございませんか。

4番 木材の貯蔵場所はどこになるのか。

事務局長 大寺地内の国道116号線沿いに農地以外の土地があり、事業者が借地にて材木置き場とする予定です。

田中委員 事業者の経営が将来的に悪化するなどの問題が懸念されますが、町としてはどのように考えていくのでしょうか。

事務局長 事業者は採算を見通した中で申請をしています。20年間は事業をすることになっております。

町としては、経営に関して直接町が言うことはないかと思いますが、環境面等について、確認していくことになります。

3番 材料供給についてはどのようにしているか。

事務局長 県内の森林組合等と協定書を結ぶことで供給量を確保しています。

また、世界情勢により機種に係る費用が高騰したため、プラントの出力を下げる結果となりましたが、変更となる前から十分な量を確保している状況であ

ります。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

事務局 本案件は、3,000㎡を超える転用案件となりますので、当委員会で許可相当となった場合は、来月に開催される常設審議委員会の諮問案件として上程され、そこで審議され承認されれば、許可となります。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明します。議案書の3ページをご覧ください。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、2件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第2号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。

説明は以上です。審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長　　ご異議がないものと認め、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議長　　以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長　　それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第25回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和4年12月26日

議長　　長　　印

議事録署名委員
3 番　　印

議事録署名委員
5 番　　印